

【参考】

新旧対照表（令和5年8月変更）

該当箇所	新	旧
<p>40ページ 第6章の1</p>	<p><u>(8) その他農業の担い手の確保・育成に関する事項</u>  <u>(4)から(7)までに掲げる事項のほか、「第3章 農業振興の方向」の「2 農業振興施策の基本方針」、</u>  <u>「第4章 農業振興施策の展開」の「2 多様な担い手の確保・育成」及び「3 魅力ある農業経営の支援と地産地消の推進」に掲げる各種取組などを通じて、市の農業の将来を担う幅広い人材の確保・育成を図ります。</u>  <u>また、市は、農業を担う多様な人材の確保に向けて、「第5章計画の実現に向けて」に基づき、本計画の推進の主体として、必要な情報収集を行うとともに関係者や関係機関それぞれの役割分担の調整や連携・協力を図り、必要な取組・支援などを行います。</u></p> <p><u>(9) 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</u></p> <p>市内の農地は全て市街化区域内に存在することから、本事業は該当しません。</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(8) 農業経営基盤強化促進事業及び農地利用集積円滑化事業に関する事項</u>      市内の農地は全て市街化区域内に存在することから、本事業は該当しません。</p>